

富山市教育委員会 3 月定例会 資料

富山市八尾化石資料館条例施行規則の廃止及び 富山市教育委員会行政組織規則等の一部改正について

〔教育総務課〕〔教育行政センター〕

(1) 趣旨

富山市八尾化石資料館を廃止することに伴い、関係規則及び規程を整備するもの。

改正等を行う規則及び規程

- ① 富山市八尾化石資料館条例施行規則
- ② 富山市教育委員会行政組織規則
- ③ 富山市教育委員会文書取扱規程
- ④ 富山市教育委員会公印規程

(2) 改正等の内容

- ① 富山市八尾化石資料館条例施行規則を廃止する規則
 - ・ 教育委員会規則を廃止するもの。
- ② 富山市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 - ・ 現行の規則中「八尾化石資料館」を削除するもの。
- ③ 富山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
 - ・ 現行の規程中「八尾化石資料館」を削除するもの。
- ④ 富山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
 - ・ 現行の規程中「八尾化石資料館長印」を削除するもの。

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

富山市教育委員会公用文の作成に関する規程の 制定について

[教育総務課]

(1) 趣旨

富山市において、時代に適応した文書事務の適正化及び職員の文書作成能力の向上を図るため、現行の「富山市公用文作成の手引」（平成 3 年度作成）を全面改定することとなった。また、見直し後の「富山市公用文作成の手引」を実効あるものとするため、新たに訓令として「富山市公用文の作成に関する規程」を制定し、令和 7 年 4 月 1 日に施行する予定である。これに伴い、富山市教育委員会においても、「富山市教育委員会公用文の作成に関する規程」を制定するもの。

(2) 内容

富山市教育委員会における公用文の作成については、富山市公用文の作成に関する規程の例によることを規定するもの。

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

【参考】改定後の「富山市公用文作成の手引」の内容

公用文を「読み手とのコミュニケーション」として捉え、読み手に理解され、信頼され、行動の指針とされる文書を作成するため、公用文表記のルールを踏まえた上で、読み手に応じてより親しみやすい文書を作成することとしている。

また、読み手にとっての利便性に配慮し、無理なく情報を受け取ることができる有効な手段・媒体を選択することも求めていることから、令和 7 年度から公用文において、ユニバーサルデザイン（UD）フォントを本格的に導入することとする。

富山市社会教育委員会会議運営規則の一部改正について

【生涯学習課】

(1) 趣旨

富山市社会教育委員会会議について、会議内容をふまえ、定例会議の回数を変更することとし、富山市社会教育委員会会議運営規則の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

定例会議の回数変更（年 2 回から年 1 回）及び所要の改正を行う。

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

富山市立富山外国語専門学校学則の一部改正について

[富山外国語専門学校]

(1) 趣旨

聴講生制度の導入に伴い、聴講料を徴収することとなることから、富山市立富山外国語専門学校学則の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

富山市立富山外国語専門学校学則 第 22 条

(変更前) 授業料、入学料、入学考査料及び受講料の額は、富山市立富山外国語専門学校条例（平成 25 年富山市条第 2 号）の定めるところによる。

(変更案) 授業料、入学料、入学考査料、聴講料及び受講料の額は、富山市立富山外国語専門学校条例（平成 25 年富山市条第 2 号）の定めるところによる。

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

富山市教育委員会告示第 号

指定管理者の主たる事務所の所在地の変更について

富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年富山市条例第 309 号）第 12 条の規定により、公益財団法人富山市スポーツ協会から主たる事務所の所在地の変更があった旨の届出があったので、同条例第 13 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 日

富山市教育委員会

教育長 宮 口 克 志

施設の名称	変更があった事項	内容		変更年月日
		変更前	変更後	
富山市野外教育活動センター	主たる事務所の所在地	富山市湊入船町 12 番 1 号	富山市婦中町速星 754	令和 7 年 2 月 25 日

令和 7 年 3 月市議会定例会 代表質問及び一般質問の概要

- 1 会 期 令和 7 年 2 月 2 7 日（木）～3 月 2 4 日（月）
 ※代表質問 …… 3 月 4 日、5 日
 一般質問…… 3 月 5 日、6 日、1 0 日、1 1 日
- 2 概 要 2 日間の代表質問においては 3 会派から、4 日間の一般質問においては、7 人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（１）不登校対策について

①富山市議会自由民主党（代表） 高田 重信 議員（3 月 4 日）

（問）どのような学びの多様化学校を設置する予定なのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、不登校の児童生徒が増加傾向にある中で、児童生徒一人一人の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を行うことのできる「学びの多様化学校」が、本市の不登校児童生徒に対する支援策の一層の充実に資するものと考え、令和 5 年度から調査を進めてきたところであります。

今年度は、本市の状況に適した学びの多様化学校の在り方を検討するため、

- ・「学校型」や「分教室型」などの施設形態
- ・対象とする年齢や受入人数等の規模
- ・立地場所や活用可能な施設

等について、これまでの調査で得られた不登校児童生徒とその保護者のニーズや有識者のご意見、他都市での先行事例に加え、整備に係る費用についても勘案しながら、調査を進めてまいりました。

調査の結果としましては、まず、学校の施設形態については、独立した学校として体育館や特別教室等を有し、柔軟に教育課程を編成することが可能であることや、近年の学校統廃合により生じた、旧校舎を有効に活用できることから、「学校型」としての整備が望ましいこと。

対象とする年齢については、児童生徒等へのニーズ調査において、学校に行きづらいと感じ始めた時期が、小学校低学年や中学年とする回答も多く見られたことから、「小学生」から「中学生」までを対象とし、不登校の傾向が出始める初期段階から対応する必要があること。

学校の規模については、不登校を経験した児童生徒の多くが、「大勢の人が集まる環境が苦手である」と答えていることや、既に学びの多様化学校を設置している先進自治体においても、多くの学校がークラス当たりの人数を数人から十数人程度としていることから、「少人数学級」によるきめ細かな支援を行う環境が必要であること。

学校の立地場所と活用可能な施設については、「学校型」としての設置が望ましいとの考えのもと、統廃合の対象となっている小・中学校等を調査した結果、岩瀬浜駅からのフィーダーバスが約 3 0 分ごとに運行されており、公共交通による通学手段が確保できることや、築年数が浅く整備に要する時間やコストも抑えることができる「浜黒崎小

学校」が第一候補になること。

などの結果が得られたところです。

これらの調査結果を踏まえ、本市の学びの多様化学校の在り方について検討した結果、

- ・施設形態は「学校型」として設置すること
- ・対象年齢及び学校の規模については、小学生から中学生までを対象とした小中一貫校として、各学級10～15名程度の少人数の学級編制を行うこと
- ・立地場所は「浜黒崎小学校」とし、開校時期は浜黒崎小学校の統合時期に合わせて、令和8年4月とすること

を決定したところであり、令和7年度から開校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

(問) 今後、開校に向けた準備をどのように進めて行こうと考えているのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 本市における学びの多様化学校については、令和7年度末に大広田小学校と統合予定である、現在の浜黒崎小学校の校舎を活用し、学校型の小中一貫校として、令和8年4月の開校を目指して準備を進めて行くこととしております。

具体的には、学びの多様化学校として国の指定を受けるため、施設形態や児童生徒数の見込みに加え、不登校児童生徒の実態に配慮した各教科の授業時数の設定や、新設の教科を取り入れた特別な教育課程を盛り込んだ「実施計画書」を作成することとしております。

また、学校や適応指導教室等とも連携しながら、関心のある児童生徒やその保護者等を対象とした説明会を開催するとともに、入学を希望する児童生徒について、募集及び選考を行うこととしております。

さらに、不登校児童生徒の特性に合わせた教育環境を提供するため、個別の学習スペースや相談室、プレイルーム等の整備を進めるとともに、きめ細かな支援を実現するための教職員等の人員確保や教員研修の充実にも努めてまいりたいと考えております。

市教育委員会としましては、本市で初の取組となる学びの多様化学校が、子どもたちにとって、安心・安全に過ごすことができ、主体的で個別最適な学びを通じて、自らの力で社会を生き抜く力を育むことができる環境を提供し、子どもたち自身が「ここが自分の学校なんだ」と感じられる場所となるよう、開校に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

(問) 校内サポートルームを設置した成果と課題を問う。また、今後どのように進めていこうと考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では今年度、小学校8校、中学校9校に校内サポートルームを設置し、教職経験者や教育相談経験者などの人材の中から、本事業の趣旨を理解し、児童生徒一人一人に寄り添った支援をしていただける方を校内サポートルーム指導員として、毎日4時間配置しているところであります。

校内サポートルームを設置した成果といたしましては、平均すると毎月約100名の児童生徒が利用していることに加え、10月に設置校を対象に行ったアンケートでは、

- ・校内サポートルームを利用している児童生徒が、教室で過ごす時間が増えた
- ・欠席の多かった児童生徒が、ほぼ毎日校内サポートルームや教室等に出席するようになった
- ・利用している児童生徒の出席日数が、以前に比べて増えた
- ・ほとんど出席しなかった児童生徒が、時々校内サポートルームや教室等に出席するようになった

など、８３名の児童生徒について改善傾向が見られたとの回答を得ており、校内サポートルームの設置が不登校対策として一定の成果をあげているものと考えております。

課題といたしましては、設置校において、利用する児童生徒数が増えることによって、時には多様な児童生徒のニーズに全て応えることができないことや、指導員が不在の時間帯に利用を希望する児童生徒への対応に加え、校内サポートルームにも登校することができない児童生徒が一定数いることと考えております。

このような成果や課題を踏まえ、市教育委員会では、校内サポートルームの環境を工夫したり、学校運営協議会の機能等を生かして、地域の適切な人材を活用するといった、多様な児童生徒に寄り添った支援を充実させている学校の取組を市内の小・中学校が共有できる仕組みを構築しており、各学校の優れた取組をそれぞれの学校の校内サポートルームの運営に取り入れてもらうことで、少しでも課題が克服できるよう努めているところであります。

また、令和７年度においては、校内サポートルームの指導員を５名増員するとともに、県費負担教職員であるカウンセリング指導員１４名を活用することで、新たに校内サポートルームを１９校で新設し、合計で３６校に校内サポートルームを設置することとしております。

不登校児童生徒といっても、一人一人の状況は様々であり、市教育委員会といたしましては、誰一人取り残されることのない不登校児童生徒への支援を実現していくため、校内サポートルームの設置に加え、体験活動の実施やメタバース運営の検討、先ほど答弁いたしました学びの多様化学校の設置など、様々な施策を講じ、不登校児童生徒が自己実現や社会的自立に向けて成長していくことができるよう努めてまいります。

②公明党（代表） 松井 桂将 議員（３月５日）

（問）不登校の児童生徒の学びの支援と相談体制の強化、子どもたちが安心できる居場所、柔軟な学びの場の確保に取り組むことが重要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）不登校児童生徒への支援等につきましては、不登校の背景や要因、状況が多様化・複雑化しており、本市の教育においても喫緊の課題の一つであると認識しております。

そのような中、各学校におきましては、不登校児童生徒の学習状況や友人関係、本人の特性等を把握し、担任のみならず、学年担当教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が連携し、組織として対応することで、心のエネルギーをたくわえられるような伴走型の支援を行ってきております。

また、市教育委員会では、これまでも、校内サポートルームの設置や、富山市子どもの村や富山市ファミリーパーク、富山市科学博物館等の施設における不登校児童生徒を対象とした体験活動など、様々な施策を進めてきたところであります。

令和7年度につきましては、こうした施策をさらに充実させていくとともに、校内サポートルームを19校で新設し、合計で36校に設置することや、学校内外において専門的な相談指導等を受けていない不登校児童生徒に対する支援として、メタバースの導入を検討することに加え、不登校児童生徒の新たな学びの場として、本市で初となる「学びの多様化学校」の開校に向けた準備を進めていきたいと考えております。

市教育委員会といたしましては、どのような環境で学ぶのか、どのような居場所が安心できるのかを不登校児童生徒自身が選択できる環境を整備し、一人一人の状況に応じた支援を推進していくことが重要であると考えております。

③立憲民主党（代表） 村石 篤 議員（3月5日）

（問）校内サポートルームの指導員は、担任の先生との連携を密に図るため、勤務時間の延長と増員が必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）今年度、不登校対策として新たに設置した校内サポートルームについては、一定の成果をあげていると考えており、校内サポートルームが設置されていない学校やその保護者からは、新規設置を要望する声が多く寄せられております。

市教育委員会といたしましては、指導員が担任との連携を密にすることに加え、様々な個性をもった児童生徒一人一人に寄り添った支援を充実させていくためには、議員ご指摘のように、指導員の勤務時間の延長や増員についても検討が必要であると考えておりますが、まずは、校内サポートルームがまだ設置されていない学校への設置を、優先させていきたいと考えております。

（問）校内サポートルームの指導員に研修を実施する必要があると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）校内サポートルームに登校する児童生徒は、人とのコミュニケーションが苦手であったり、自己肯定感が低いなどの特性がある子どもも多く、校内サポートルームの指導員には、研修で身につく知識や技能だけでなく、穏やかに優しく子どもを受け止める包容力や一緒にいて安心できる誠実さ、子どもとかかわる仕事への適性など、様々な資質・能力が求められるものと考えており、教職や教育相談の経験があるなど、専門性を有する人材を配置しているところであります。

現在の校内サポートルームにおいては、児童生徒と指導員の良好な人間関係が、一定の成果につながっていることから、市教育委員会といたしましては、まずは、その人選を適切に行っていくことが重要であると考えており、その上で、今後、必要に応じて、指導員に対する研修の在り方について検討してまいりたいと考えております。

（問）令和7年度の不登校対策について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、不登校対策としてこれまでも、様々な施策を実施してきており、令和7年度につきましては、それらに加え、校内サポートルームの増設や「学びの多様化学校」の開校に向けた準備、メタバースの導入の検討等を進めていきたいと考えております。
また、不登校児童生徒の保護者への支援として、フリースクール等と連携した相談会

「『学校に行きづらい』と感じている子どもたちをサポートしたい！」の開催や、保護者が臨床心理士等と相談できる窓口の設置などの施策も、引き続き推進してまいります。

市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた、様々な施策を講じていくことで、不登校児童生徒が自分の将来を主体的に考え、社会的に自立していけるよう支援してまいりたいと考えております。

④自由民主党 金岡 貴裕 議員（3月5日）

（問）学びの多様化学校について、浜黒崎小学校の跡地に設置することを決定した理由について問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、今年度、本市の状況に適した学びの多様化学校の在り方を検討するため、「学校型」や「分教室型」などの施設形態や、立地場所や活用可能な施設等について調査を進めてきたところであります。

これらの調査の結果、学校の施設形態につきましては、独立した学校として体育館や特別教室等を有し、柔軟に教育課程を編成することが可能であることや、近年の学校統廃合により生じた旧校舎を有効に活用できることから「学校型」として整備することが望ましいとしたところであります。

その上で、統廃合の対象となっている小・中学校等を調査した結果、岩瀬浜駅からのフューダーバスが約30分ごとに運行されており、公共交通による通学手段が確保できることや、築年数が浅く整備に要する時間やコストも抑えることができる「浜黒崎小学校」を第一候補として決定したところであります。

その他にも、同校は郊外の海沿いに位置しており、子どもたちが、自然に恵まれた落ち着いた環境の中で、学習のみならず様々な体験活動を通して、自らの力で社会を生き抜く力を育むことができるという点で、学びの多様化学校にふさわしい立地であると考えているところであります。

（問）学びの多様化学校について、対象とする学年はどのように考えているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）令和5年度に実施いたしました「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、本市では、小学校低学年から一定数の不登校児童が出現しており、また、不登校の児童生徒等へのアンケート調査においても、学校に行きづらいと感じ始めた時期が、小学校低学年や中学年とする回答が見られたことから、不登校の傾向が出始める小学校の段階から対応することが必要であると考え、小学生から中学生までを対象とする小中一貫校として整備する予定としております。

一方で、学びの多様化学校は、本来の在籍校へ復帰するまでの一時的な利用ではなく、基本的には、在籍校から転籍し卒業を目指すことを前提としていることから、特に、低学年の児童については、不登校支援として最適な選択となり得るか、慎重に判断する必要があると考えており、対象とする学年については、学びの多様化学校の指定を行う文部科学省とも十分協議をしながら、検討してまいりたいと考えております。

(問) 学びの多様化学校について、各学級及び学校全体の定員はどのように考えているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 不登校を経験した児童生徒の多くが、「大勢の人が集まる環境が苦手である」と答えていることなどから、基本的には、10～15名程度の少人数制の学級編制を行うことを想定しており、学校全体の規模につきましても各学年を1学級とし、100名に満たない小規模の学校を想定しているところであります。

(問) 学びの多様化学校について、どのような教育課程を編成しようと考えているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 学びの多様化学校においては、当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、それぞれの実態に配慮した特別の教育課程を編成することができるとされております。

このことから、本市においても、児童生徒が個別学習を通じてそれぞれの学力の向上を図るとともに、各教科の授業時数を見直し、総合的な学習の時間を充実させる等、授業の最適化を図りながら、通常よりも授業時数を削減した教育課程を編成することとしております。

また、本校の児童生徒は、富山市全域から登校することが想定されることや、中には、生活リズムの乱れにより朝の通学が苦手であったり、他校の児童生徒との対面を避けたいとの思いを持つ場合もあることなどから、始業時刻を通常よりも遅めに設定するなどの配慮も必要であると考えております。

なお、特別な教育課程の具体的な内容につきましては、国の指定を受けるための審査の過程において、文部科学省と協議をしながら決定してまいりたいと考えております。

(問) 学びの多様化学校について、教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置も必要であると考えているが、見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 学びの多様化学校においては、対象となる児童生徒の実態に配慮した教育環境を整備するため、特別な教育課程の編成だけでなく、一人一人の心身の状況や家族構成、日々の生活リズム等を把握したうえで、適切な支援を行うことが重要であると考えております。

このことから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門家を学校に配置するとともに、必要に応じて医療や福祉分野の関係機関とも連携を図りながら、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応が行えるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

(問) 学びの多様化学校について、教員を目指す大学生のボランティアを活用するなど、大学等とも連携すべきと考えるが、見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 児童生徒に対するきめ細かな支援を行うためには、今ほど申し上げました、スクールカウンセラー等の専門家の配置や医療・福祉等の関係機関との連携だけでなく、大学等の教育機関との連携を図ることも大変有効であると考えております。

大学等との具体的な連携内容につきましては、既に学びの多様化学校を設置している自治体においては、教員や臨床心理士を目指す学生を日頃の学習支援や相談相手として受け

入れる取組等が実施されていることから、このような先進事例も参考にしながら、本市において実施可能な取組について、検討を進めてまいりたいと考えております。

(問) 学びの多様化学校について、地域住民が参加できる行事を行うなど、地域との連携も大切であると考えるが、見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 学びの多様化学校の運営に当たっては、地域の方々とも連携しながら、児童生徒が個別最適な学びや様々な体験活動を通じて、自らの力で社会を生き抜く力を身に付けていくことが大切であると考えております。

一方で、本校に通う児童生徒には、人との関わりや集団での活動が苦手な子どもたちも多くいると考えられることから、こうした特性を踏まえた連携の在り方を検討していく必要があると考えております。

(問) 学びの多様化学校について、開校に向けた今後のスケジュールについて問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 学びの多様化学校については、令和8年4月の開校を目指し、

- ・国の指定を受けるための「実施計画書」の作成
- ・児童生徒やその保護者等を対象とした説明会の開催
- ・入学を希望する児童生徒の募集及び選考
- ・不登校児童生徒の特性に合わせた環境整備
- ・教職員等の人員確保や教員研修

等の準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

(問) 「学びの多様化学校」に対する市長の思いについて問う。

＜教育総務課：市長答弁＞

(答) 不登校児童生徒への対応が喫緊の課題となる中で、これまでも市教育委員会が中心となって様々な施策が行われ、児童生徒の登校復帰や社会的自立に向けた支援が行われてきたところではありますが、近年は、その背景や要因がさらに多様化・複雑化の度合いを深めているものと認識しております。

こうした中、国は、不登校が誰にでも起こりうるものとして捉え、「誰一人取り残されない学びの保障」を実現するため、不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整備していくこととしております。

私としても、こうした国の方針に賛同するとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、鋭意、取組を進めている中であって、新たに「学びの多様化学校」を設置することは、様々な悩みを抱える子どもたちの居場所づくりとしてだけでなく、将来の自立に向けた学びの機会を確保するための大変重要な取組であると考えております。

私がかねてから、子育ては保護者だけで行うものではなく、地域や関係機関など、多くの方々の協力や支えがあって成り立つものであるとお話をしてまいりましたが、学びの多様化学校を設置するに当たっても、様々な方々によるご理解やご支援が必要であるものと考えております。

私としては、様々な悩みを抱え、学校に登校することができない子どもたちが、地域や

関係機関の皆様を支えられながら、学びの多様化学校での学びや経験を通じて、将来に向けて夢や希望を持って自立していく力を育んでいけるよう、教育委員会と緊密に連携し、支援してまいりたいと考えております。

また、このことが、本市の「子育て日本一とやま」の実現に向けた一助になるものと考えておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

⑤富山市議会自由民主党 高原 譲 議員（3月6日）

（問）メタバースのねらいと活動について問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）近年、本市における不登校児童生徒数は増加しており、令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、1,120人となっております。そのうちの約4割にあたる457人の児童生徒が学校内外のいずれにおいても相談・指導等を受けていない状況であり、これらの児童生徒に対する支援は、喫緊の課題となっております。

市教育委員会といたしましては、メタバースの導入により、相談・指導等を受けていない不登校児童生徒が人とのかかわりをもつことで、新たな居場所を見つけることをねらいとして考えております。

メタバースにおける具体の活動といたしましては、

- ・仮想空間上の交流スペースや相談スペース、学習スペース等の様々な部屋を散歩し、人とのかかわること
- ・教育相談員やほかの参加者とのチャットやゲーム等を楽しむこと
- ・臨床心理士等に悩みや不安な気持ちを相談すること
- ・メタバース上に用意された多様な学習コンテンツを使って、自分のペースで学ぶこと等を想定しております。

（問）メタバースへの参加から、社会へのつながりを育む手立てとして、どのようなことを検討しているのか。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒がメタバースへの参加から、社会へのつながりを育む手立てとして、

- ・婦中と豊田に設置している適応指導教室（MAP）の指導員やそこに通う児童生徒との交流
- ・不安を軽減し、他者とののかかわり方を楽しみながら学ぶ臨床心理士によるミニ講座の実施
- ・子どもの村等で行っている不登校児童生徒支援事業である「体験活動」へのライブ配信等による参加の呼びかけ
- ・フリースクール等との合同行事の紹介や活動への招待等を検討しております。

メタバースへの参加をとおして、例えば、体験活動のライブ配信に参加した児童生徒が興味をもち、次は実際に参加してみるなど、児童生徒が、興味関心のある活動を自分で選び、自分なりの目標を決めて、他者とかかわりながら取り組むことは、社会的な自立に向

けた契機になるものと考えております。

市教育委員会といたしましては、メタバースの活用も含め、様々な人々や社会とのかかわりを大切に活動を実施することで、今後も不登校児童生徒の社会へのつながりが育まれるよう支援してまいりたいと考えております。

⑥富山市議会自由民主党 飯山 勝彦 議員（３月６日）

（問）学びの多様化学校について、学校名に「浜黒崎」の地名を残すことについて、見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）本市における学びの多様化学校につきましては、現在の浜黒崎小学校の校舎を活用し、令和８年４月の開校に向けて、学校名の決定を含め、教育課程の編成や学習スペース等の教育環境の整備のほか、入学を希望する児童生徒の募集などの準備を進めて行くこととしております。

学校名につきましては、正式には、令和８年３月議会に提案予定の「富山市立学校設置条例」の改正案の議決をもって決定されることとなりますが、小中一貫校として市内全域から多様な児童生徒が通う学校として、誰にとってもわかりやすく、親しみのある名称とすることが望ましいと考えております。

お尋ねの、学校名に「浜黒崎」の地名を残すことにつきましては、新たに学びの多様化学校として生まれ変わる浜黒崎小学校が、引き続き、地域の学校として地元住民の方々に親しみを持っていただくうえで候補の一つになるものと考えております。

また、現在の浜黒崎小学校は、市の指定避難所や学校開放等にも活用されており、学びの多様化学校として設置した後も、同様の役割を担うことが想定されることから、当校が地域に開かれた学校として認識しやすい名称とすることが望ましいと考えており、こうした点も踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市で初めての取組となる学びの多様化学校が、児童生徒やその保護者、地域住民など、多くの方々に親しまれ、支えられながら、地域に根差した学校としてその役割を果たしていくことができるよう、開校に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

（問）学びの多様化学校と地域のつながりについて、どのように考えているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）現在の浜黒崎小学校におきましては、地元住民の方々に講師をお願いし、農作物の栽培や裁縫の指導をしていただいたり、漁師の方に地元の名産であるホタルイカに関する出張講座をお願いするなど、地域との交流活動や社会体験活動を積極的に行っているところであります。

市教育委員会としましては、今後もこうした地域とのつながりを大切にしてまいりたいと考えており、地域住民の皆様には、浜黒崎小学校が学びの多様化学校として生まれ変わった後も、地元の学校に通う児童生徒として温かく見守っていただき、子どもたちの学びを地域全体で支えていただけることを期待しているところであります。

一方で、学びの多様化学校に通う児童生徒には、人との関わりや集団での活動が苦手な子どもたちも多くいると考えられることから、今後、こうした特性を踏まえた連携の在り方について検討していく必要があるものと考えております。

⑦日本共産党 赤星 ゆかり 議員（３月１１日）

（問）不登校傾向のある児童生徒のうち、希望する子どもに対して、学校以外の場所で学校給食を提供できないか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）学校給食は、児童生徒の心身の健全な発育と食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であり、給食指導、食に関する指導等を通して、栄養に関する知識や望ましい食習慣を養うものです。

議員ご説明の東京都八王子市では、市内に５つの学校給食センターを設け、不登校支援の一つとして、希望する児童生徒に、それぞれの学校給食センター内で調理した給食を提供し、「第二の居場所」として給食センターを開放していると伺っております。

このような取組を本市の学校給食センターで実施するには、

- ・現在の職員数では児童生徒への対応が難しいこと
- ・センター内に給食を提供する十分なスペースが確保できないこと
- ・市内の学校給食センターは２か所であり、車での移動が前提となり、利用しにくいことなどの課題があります。

現在、市教育委員会では、不登校傾向や学校に居づらいと感じている児童生徒が思い思いの過ごし方によって、心のエネルギーをたくわえることができる場として校内サポートルームを設置し、希望する児童生徒には給食の提供も行っており、令和７年度には、１９校で新設し、全体で３６校に設置することとしております。

また、児童生徒一人一人の実態に配慮した特別な教育課程を編成して学ぶことのできる「学びの多様化学校」の開校に向けた準備を進めるなど、不登校児童生徒が自己実現や社会的自立に向けて成長していくことができるよう、様々な施策を講じていくこととしており、議員ご提案の取組につきましては、現在のところ考えていないところであります。

（２）小・中学校の体育館等のエアコン整備について

①公明党（代表） 松井 桂将 議員（３月５日）

（問）公立学校施設における体育館等への空調整備について、国の「空調設備整備臨時特例交付金」を活用して、計画的に進めていくべきと考えるが、見解を問う。

＜学校施設課：教育長答弁＞

（答）小・中学校の体育館におけるエアコン整備につきましては、近年の気候変動の影響による平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から、必要性が高まっているものと認識しており、また、災害発生時における防災機能強化の観点からも有効であるものと考えております。

このことから、今年度において空調設置検討業務委託を実施した結果、費用が高額かつ作業量も膨大であることが判明したため、体育館への空調設置が完了してから特別教室への空調設置に着手するなど、費用と作業量を平準化する必要があるものと考えております。

教育委員会としましては、子どもたちの学習環境の向上を第一に考え、令和７年度中に、具体的な整備対象や整備期間、契約方法などを決定し、議員ご提案の「空調設備整備臨時特例交付金」も含め、有利な財源を検討したうえで、令和８年度から整備に着手

したいと考えております。

②富山市議会自由民主党 高原 譲 議員（３月６日）

（問）体育館・特別教室空調設置検討業務委託の進捗状況について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）今年度実施した空調設置検討業務委託につきましては、本年２月末に業務が完了しており、その結果、物価上昇を見込まない現時点での試算では、空調設置開始を令和８年度と仮定した場合に対象となる小・中学校に対して整備する場合、体育館への空調設置で約８６億円、特別教室への空調設置で約１６億円の費用が必要となることが判明しました。

また、ランニングコストや既存設備の状況を勘案すると、体育館はガス式ヒートポンプエアコン、特別教室は電気式ヒートポンプエアコンとすることが合理的であることも判明したところであります。

（問）学校施設の空調設備について、今後どのように空調を設置していくのか、方針について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）空調設置検討業務委託の結果、費用が高額でかつ作業量も膨大であることから、体育館への空調設置が完了してから特別教室への空調設置に着手するなど、費用と作業量を平準化する必要があるものと考えております。

市教育委員会としましては、子どもたちの学習環境の向上を第一に考え、令和７年度中に、具体的な整備対象や整備期間、契約方法などを決定し、有利な財源を活用しながら、令和８年度から整備に着手したいと考えております。

（３）子どもたちを犯罪から守る対策や体制づくりについて

①公明党（代表） 松井 桂将 議員（３月５日）

（問）子どもたちを性犯罪・性暴力から守る様々な対策強化、また、ネット犯罪やＳＮＳトラブルに巻き込まれない体制づくりを推進することが喫緊の課題であると考えてるが、本市の取組を問う。

＜学校教育課、教育センター：教育長答弁＞

（答）文部科学省が令和４年１２月に改訂した生徒指導提要において、性犯罪・性暴力といった課題に対応する際には、関連する法律等の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められております。

子どもたちを性犯罪・性暴力から守る対策につきましては、各学校において、警察を招いてプライベートゾーンの指導を行ったり、市教育委員会と学校が連携し、自分も相手も大切にして、望ましい行動をとることができるよう、思春期における性の問題について正しい理解を深めることをテーマとした、産婦人科医による講話を実施するなど、発達段階に応じた未然防止教育に取り組んでいるところであります。

また、ネット犯罪やＳＮＳトラブルへの対策につきましては、匿名性、拡散性などの特徴を十分に把握しながら指導を行うとともに、日々変化するインターネット環境に対

応するため、専門家や関係機関等との連携が必要であると考えており、各学校におきましては、警察や通信事業者等を招いた講演会を行ったり、ネットモラルに関する教材を利用して、子どもたちが自分自身で判断し、適切に行動できる力を身につけられるよう、指導を行っているところであります。

加えて、本市では、市内全ての小学5年生を対象とした「情報モラル講座」を実施したり、子どもたちのネット利用について注意喚起を促す保護者向けリーフレットや消費者トラブルに巻き込まれないための中学生向けガイドブックを配付しております。また、児童生徒が一人1台端末を利用し、学校の教職員や市教育センターの臨床心理士等の相談相手や、面談や電話等の相談方法を、子ども自ら選択し、相談を申し込めるようにするなどして、子どもが少しでも不安や悩みを抱いた際に、学校を含め、大人にすぐに相談できる体制づくりに努めているところであります。

(4) 小・中学校の再編について

①立憲民主党（代表） 村石 篤 議員（3月5日）

（問）小・中学校の再編については、情報発信に努めるとともに、保護者や地域の方が主体となって議論する地域協議会を設置し、合意を得ながら進捗を図っていくとしていたが、どのような状況なのか。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、将来見込まれる児童生徒数の推移や小規模校・大規模校のメリット・デメリット等について情報提供に努めているところであり、その結果、複数の校区において、地域や保護者の代表などで構成される協議会を設置し、地域主体で学校再編の方向性などを検討される動きが出てきております。

地域で検討するに当たり、設置していただく協議会としては、

- ・校区単位で学校再編の方向性について議論を行う「学校のあり方協議会」
- ・再編の相手方の校区と合同で議論を行う「統合検討協議会」
- ・地域住民等に対象となる学校も加わり、統合後の学校運営などについて協議・調整を行う「統合準備協議会」

の3つの段階を設けており、各段階において地域等の合意を得ながら再編に進む手順を踏むこととしております。

これまでの状況につきましては、まず、八尾地域の檜尾・八尾小学校の両校区では、これら各段階での合意を経て、昨年4月に八尾小学校において両校が統合しました。

また、北部地域の浜黒崎・大広田の両校区では、昨年9月、大広田小学校への統合に合意され、現在、来年4月の統合に向けて、統合準備協議会において学校運営等について話し合いが行われております。

加えて、婦中地域の古里・音川の両校区では、統合検討協議会において古里小学校への統合に合意され、先月14日に市長及び私に対し、来年4月の統合に向けた申入れがなされたところであります。

このほか、呉羽地域の老田、古沢、池多の3校区におきましても、学校のあり方協議会が設置され、各校区内での話し合いが行われております。

市教育委員会といたしましては、引き続き、地域の方や保護者の皆様へ、これまでの

先行事例などの紹介も含め、情報提供に努めるとともに、合意が得られた校区から学校再編を推進してまいりたいと考えております。

(5) 特別支援学級における学級編制基準の見直しについて

①立憲民主党（代表） 村石 篤 議員（3月5日）

（問）特別支援学級は、先生の負担軽減と子ども一人一人に対応した授業となるよう6人とする必要があると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）特別支援学級は、小・中学校等において、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級であり、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者を対象としております。

特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において8名を標準として、都道府県の教育委員会が定めるとされております。

市内小・中学校における今年度の特別支援学級数は、小学校153学級、中学校59学級であり、これらのうち、1学級に7名以上が在籍する特別支援学級は、小学校19学級、中学校13学級となっております。

これらの多人数が在籍する特別支援学級では、専門的な知識や経験を有する教員が対応しておりますが、在籍する複数学年の児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応が求められる中で、1人の教員が7、8名の児童生徒に対応することは難しく、特に自閉症・情緒障害の学級では、障害の特性上、担当する教員の負担が著しく大きくなっており、教育効果という面からも、個別のニーズに十分に対応することが困難な実情であると考えております。

市教育委員会といたしましては、特別支援学級における学級編制の基準を見直し、標準の児童生徒数を8名から特別支援学校並みの6名まで引き下げるよう、確認できる範囲では少なくとも、平成28年度から、富山県教育委員会連合会を通じて、平成29年度からは全国都市教育長協議会を通じて、国や県へ働きかけております。加えて、昨年度からは市の重点事業として取り上げ、国や県に強く要望しているところであります。

(6) 「幸せ日本一とやま」について

①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（3月5日）

（問）子どもが「幸せ」と感じる学校教育の在り方について、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校教育において、子どもが「幸せ」を感じるためには、子どもが安心して自分のよさを発揮したり、失敗しても何度でもやり直すことができる環境の中、自らが見つけた課題や目標を、友達と協力しながら解決・達成していく過程を通して、「わかった」「できた」という経験を重ねていくことが重要だと考えております。

また、学校生活の中で、困っている友達に手を差し伸べることで感謝されたり、反対に自分が困っているときに友達が助けてくれることで「自分も誰かの役に立っている」

「自分は一人ではない」と感じる機会も大切であると考えております。

例えば、総合的な学習の時間における、地域を題材とした学習では、子どもが、自分たちが住む地域に伝わる文化や歴史について調べ、地域への愛着を深めたり、地域の方々との交流を通して改めて地域のよさに気づくことによって、「さらによりよい地域にしていこう」と自分ができることを考え、実行していく探究的な学習が展開されております。

このような学習を進めていくことで、改めて「自分の住んでいるところはいいところだ」という郷土愛をはぐくむとともに、子どもは「自分の考えたことが実行できた」という達成感を味わい、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。

また、教科の学習においては、子ども同士がかかわり合いながら学び合う際に、わからないところを教えてあげたり、できないときにヒントをもらうなどしており、教えた子どもは友達から感謝されることで、人の役に立てた喜びを感じ、教わった子どもは友達への感謝の思いを深めていきます。

さらには、運動会や合唱コンクール等といった学校行事においては、よりよいものにとしようと、時には意見を対立させながらも友達と協力し、目標に向かって粘り強く努力することを通して、自分のよさや友達のよさ、自分が所属する集団のよさ、そして、やり遂げた達成感を実感していきます。

市教育委員会といたしましては、こういった経験を積み重ねていくことで、子どもたちが自己肯定感や自己有用感を高めながら、学校生活の様々な場面で、「幸せ」を感じていくことができるよう、日々の授業をはじめとするすべての教育活動の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

(7) 学校給食費の負担軽減について

①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（3月5日）

(問) 学校給食費の負担軽減について、令和7年度の取組みを問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

(答) 本市の学校給食費につきましては、これまでも物価の上昇に対応するため、主食代や牛乳代などの上昇分をおかず等の副食代で調整を続けるとともに、令和4年度からは学校給食費の引上げ相当分について、国の交付金を活用することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりました。

しかしながら、近年の想定を上回る物価高騰により、現行の学校給食費では、必要な栄養価の摂取基準を満たすことが難しくなっており、また、今後も食材費や配送費等の値上げが見込まれることから、令和4年度以降、3年間据え置いてきました学校給食費を小・中学校では5,000円、幼稚園では3,500円、令和7年度から引き上げることとしたところであります。

この引上げ額については、本来、保護者にご負担をいただくものでありますが、国では引き続き、物価高騰に対応する交付金の推奨事業に学校給食費の保護者負担支援が位置付けられており、令和7年度においても、今年度と同様に活用することが可能となっております。

こうしたことから、令和7年度においては、年間の学校給食費を、小学校63,000円、

中学校73,000円、幼稚園51,500円とし、国の交付金を活用することで、今年度までの補助額に今回の引上げ相当分を加え、小・中学校では10,000円、幼稚園では7,000円を支援するため、本定例会に当初予算案として提案したところであります。

これにより、保護者の負担額を引き上げることなく、児童生徒等に必要な栄養価を確保した学校給食の提供と、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

（８）学校施設の照明のＬＥＤ化について

①富山市議会自由民主党 高原 譲 議員（３月６日）

（問）早急に対応していく必要があると考えるが、見解を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）体育館照明のＬＥＤ化につきましては、これまで大規模改造時のほか、令和５年度に４校、今年度には２校でＬＥＤ化を実施してきており、現在２０校の体育館のＬＥＤ化が完了したところであります。

また、体育館以外の普通教室や特別教室等につきましては、照明機器に不具合が生じた際の修繕時に、蛍光灯からＬＥＤ機器に更新することで対応してきております。

市教育委員会としましては、体育館及び特別教室の空調整備に多額の費用と膨大な作業量が見込まれることから、空調整備が終わるまでは蛍光灯などの在庫の活用等により対応するものとし、それ以降、ＬＥＤ化の迅速な整備に努めてまいりたいと考えております。

（９）水橋学園について

①自由民主党 押田 大祐 議員（３月１０日）

（問）これまで水橋学園の整備にかけた思いと校舎施設等の改善点について、教育長の見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）水橋学園は、将来にわたり持続可能な社会の構築が求められる中、地域の皆様が将来を担う子どもたちのために決断された、５つの小学校と２つの中学校の統合校であり、本市としては初となる義務教育学校となります。

こうしたことから、市教育委員会では、令和３年度に策定した「水橋地区統合校整備に係る基本計画」において、二つの基本方針を定めており、

- ・子どもたちの学びの質の向上に資する教育環境の整備、義務教育学校の利点を活かした教育環境の充実など、今後の富山市のモデルとなる学校づくりを目指すこと
- ・学校施設や運営に地域住民の意見を取り入れることで、地域の担い手を育成するとともに、地域で子どもたちを育む機運の醸成や地域の伝統の尊重・継承を図り、住民・行政・民間が一体となった特色ある学校づくりを目指すこと

であります。

私は、この方針を踏まえて、令和３年度以降、地元の自治振興会やＰＴＡ組織、学校関係者で構成される水橋地区学校統合推進委員会と、市教育委員会がともに、教育環境

の整備や充実について協議・検討を重ねてきたものと認識しており、改めて協力していただきました地域の皆様に感謝いたしますとともに、引き続き本市で初となる義務教育学校の開校に向けて、力を合わせて、確実に進めてまいりたいと考えております。

次に、施設整備を行いますPFI事業者が地元の児童生徒によるワークショップや住民向け説明会での意見等を参考に、所定の事業費の範囲内で行った校舎施設等の改善点につきましては、

- ・体育館に空調設備を設置すること
- ・バス発着場所に上屋を設置すること
- ・津波や浸水などの非常時に、地域住民が垂直方向に一次避難できるよう、屋外階段に簡易に開錠できる扉を設置すること
- ・非常時に管理用通路を転用することで、最大で200台分を超える駐車スペースを確保すること

などがあります。

いずれにいたしましても、開校まで残すところ1年余りとなり、校舎施設の建設につきましては、昨年4月の着工以来、順調に進んできております。今後とも、水橋地区における教育環境の充実や学びの質の向上の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(問) スクールバスの乗降管理システムの導入の内容について問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 水橋地区では、今回の学校再編により通学区域が広範囲に拡大し、スクールバス通学の児童生徒が増加することに伴い、運行するバスの台数や便数が増え、ダイヤが複雑化することにより、利用する児童生徒やその保護者などに混乱を招くとの不安の声が多数上がり、その対策として、水橋地区学校統合推進委員会から乗降管理におけるICT化の推進についての要望がありました。

このため、こうした不安に対応し、安全・安心なスクールバスの運行を確保するための新たな通学支援策として、スクールバスの乗降管理システムを導入する予定としております。

その主な機能といたしましては、

- ・児童生徒がバスを乗降する際に、QRコードを読取り機にかざすことで、LINE(ライン)アプリにより学校や保護者に乗降情報を通知する機能
- ・バスに搭載するGPSにより、リアルタイムでバスの位置情報を学校や保護者に通知する機能

などがございます。

市教育委員会といたしましては、こうした乗降管理システムの導入により、保護者の不安の軽減に加え、送り迎えや地域の見守り活動における負担の軽減、教職員の事務の簡素化にも繋がるものと考えております。

(問) スクールバスのラッピングについて問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) スクールバスのラッピングにつきましては、水橋学園の通学のほか、市域全体の学校

の行事等にも活用するバスの車体に施すものであり、市内全域の児童生徒によるワークショップを開催し、デザインを考案してもらうことを考えております。

その狙いとしては、子どもたちにスクールバスに対し愛着を感じてもらうとともに、学校統合やバス通学に対する不安を和らげるために実施するものであります。

また、デザインの制作過程において、創造性教育への専門的な知見を有する美術大学と連携したワークショップを開催することで、子どもたちの創造力や表現力を引き出し、豊かな心を醸成することも目的としております。

なお、子どもたちが考案したデザインにつきましては、その制作の意図を損なわないよう、デザイン会社等でラッピング仕様向けに調整したのち、施工を行うこととしております。

(10) 今後の財政と大きな負担が必要となる施策について

①自由民主党 江西 照康 議員（3月11日）

(問) 水橋学園では、どうして多数の児童生徒がスクールバス通学の対象になったのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、学校統合により通学距離が延びるなど、通学の負担が増えることになった児童生徒の負担軽減を図るため、スクールバス等を運行することを基本としております。

この考えのもと、学校再編により通学区域が広範囲に拡大する水橋地区におきましても、令和3年度以降、地元の自治振興会やPTA組織、学校関係者で構成される水橋地区学校統合推進委員会とともに、通学方法について協議・検討を行ってまいりました。

市教育委員会では、令和4年8月に、スクールバスの乗車対象者の範囲を、小学生は、自宅から学校までの道のりが2キロまたは2.5キロメートル圏外の児童とし、中学生は、全員を乗車対象としない案を同推進委員会に対しお示しいたしました。

しかし、同推進委員会では、校区を跨ぐ道路には横断歩道や信号機、路側帯等が整備されていない箇所が多く、保護者や地域住民の間で徒歩や自転車通学に対する不安の声があるなどの意見があり、スクールバスの乗車対象者の範囲について決定に至りませんでした。

そのため、市教育委員会では、昨年6月に、開校までに安全対策の整備が間に合わない道路なども多数あることを勘案し、乗車対象者の範囲を、

- ・小学生は、学校を起点に自宅が概ね1キロメートル圏外
- ・中学生も、冬期間の利用に限りませんが、自宅が概ね1キロメートル圏外とする案を、同推進委員会にお示ししたものであります。

その後、同推進委員会において、この方針案を基に直接PTAに意見聴取された結果、「あいの風とやま鉄道の伊勢屋踏切を歩いて渡らせることはできない」、「伊勢屋踏切近くの児童生徒もスクールバスに乗せてほしい」といった声が多数挙がり、昨年9月に地域の最終的な総意として伊勢屋踏切近くも乗車対象に加えた要望書を、市教育委員会に対し提出されました。

市教育委員会では、歩いて通学することによる体力の増進や、交通ルール習得の面などのメリットもあると考えておりましたが、令和8年4月の開校を遅らせることはでき

ないと考え、現在は、一部の地域において、1キロメートル圏内の児童生徒もスクールバスの乗車対象としております。こうしたことから、多数の児童生徒がスクールバス通学の対象となったものであります。

(問) 市教育委員会では、スクールバス通学対象者を決めるに当たっての市全体の普遍的な基準を設けないのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、令和2年度に策定した「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」において、望ましい通学距離として、徒歩で2～3キロメートル以内という目安を示しておりますが、地域によって道路状況や交通事情、周辺環境、気候条件などが異なります。

また、学校が統合に至った場合には、統合前と比べて通学路や通学時間、登下校時刻など様々な条件が変化し、子どもや保護者の生活に影響を及ぼすことから、基本方針における望ましい通学距離を目安としたうえで、地域協議会等の意見を伺いながら、地域の事情に応じたスクールバス通学対象者を設定してまいりたいと考えております。

(問) 浜黒崎小学校は、学びの多様化学校の設置場所として適地と考えるのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、学びの多様化学校の設置に向けて施設形態や立地場所等について調査した結果、施設形態については、独立した学校として体育館や特別教室等を有し、柔軟に教育課程を編成することが可能であることや、近年の学校統廃合により生じた旧校舎を有効に活用できることから「学校型」の学びの多様化学校として整備することが望ましいとしたところであります。

その上で、統廃合の対象となっている小・中学校等を調査した結果、岩瀬浜駅からのフィーダーバスが約30分ごとに運行されており、公共交通による通学手段が確保できることや、築年数が浅く整備に要する時間やコストも抑えることができる「浜黒崎小学校」を第一候補として決定したところであります。

また、同校は郊外の海沿いに位置しており、子どもたちが、自然に恵まれた落ち着いた環境の中で、学習のみならず様々な体験活動を通して、自らの力で社会を生き抜く力を育むことができるという点においても、学びの多様化学校の設置場所としてふさわしい立地であると考えております。

(問) 統合による効果や費用、課題の検証を行う予定について、教育長の見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 学校統合による効果につきましては、様々あると思われませんが、第一義的には、学校規模の適正化による教育環境及び質の向上が挙げられます。また、副次的な効果として、教職員や校舎、設備、教材などの教育資源を効率化することでの費用縮減も挙げられると考えております。

現在、市教育委員会としましては、教育の質の向上を図ることを主な目的として、子どもたちが学習や遊びの中で、多様な意見に触れ、子ども同士が切磋琢磨し、互いに高め合うことができる教育環境を整備するために、学校再編・統合を推進しております。

例えば、令和4年度に統合した三成小学校及び八尾中学校の児童生徒及びその保護者を対象に実施したアンケート調査では、約9割が「統合してよかった」と回答しており、児童生徒が「新しい友達ができた」、「授業が面白くなった」、「行事が盛り上がるようになった」といったことをその理由として挙げていることから、学校生活を送るうえで統合を前向きに捉えているものと考えております。

一方で、統合により学校規模が大きくなったことで、今までより過ごしにくくなったと感じている児童生徒が若干名いることもわかりましたので、市教育委員会としましては、児童生徒の不安や思いを汲み取り、一人一人に寄り添った対応をとっていく必要があると考えております。

また、副次的な効果としましては、学校が統合した場合には、複数の校舎・設備の光熱水費、管理費、教材費などの維持管理費、校舎の大規模な改修費用等の建設費、教職員の人件費が1校に集約されますので、基本的には費用縮減に繋がるものと思われれます。

しかしながら、統合先の学校や新設校での施設整備、スクールバス等の運行費用など学校統合にかかる新たな費用も生じます。

課題としてご指摘されましたように、現在、市教育委員会では学校再編や統合校の整備に当たって、地域のご意見を伺いながら進めているところではありますが、地域に配慮する余り、他の学校とのバランスを欠くような過度な整備を行うことで、将来にわたる財政負担を重くすることがないように、気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、複数の統合事例が出てくる予定となっておりますので、機会を捉えて統合校の児童生徒などを対象としたアンケート調査等による教育の質の面での効果を把握するとともに、統合前後の学校運営費用等の洗い出しを行い、統合に要する施設整備やスクールバス運行等にかかる費用などと比較することで、学校再編のあり方や進め方の検討材料としてまいりたいと考えております。

『令和 7 年度富山市学校教育指導方針』について

[学校教育課]

(1) 作成の趣旨

- ・各学校（園）が、今年度の富山市学校教育の方針や重点等の共通理解を図るための指針とする。
- ・各学校（園）が、教育指導における課題や改善事項を共通理解し、各教科等の指導における指針とする。
- ・学習指導の基礎・基本となる指導技術を共通理解する際の参考とする。

(2) 作成の観点

1. 教育指導の重点事項

主体性のある子どもの育成

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ② 習得した知識・技能を活用した、思考力・判断力・表現力等の育成
- ③ 学習の基盤を形成している言語に関する能力の育成
- ④ 「確かな学力」の定着を図る規律ある学習態度の育成

2. 第 1 章 学校（園）教育指導の中核となる 14 項目（一部抜粋）

- ① 「学校（園）経営」では、自他の命を大切にする指導の充実を図る。
- ② 「学年・学級経営」においては、自己肯定感、自己有用感をはぐくむとともに一人一人がかけがえのない存在であることを実感できる集団づくりに努める。
- ③ 「学習指導」においては、子どもとの対話を大切にする。子どもが何を求め、何を考えているのかをとらえ、子ども一人一人の課題に合わせた支援をする。
- ④ 「生徒指導」では、「生命の大切さ」の指導を徹底し、「命」について考える場を計画的に設定する。
- ⑤ 「現職研修」では、研修観の転換を図り、教職員一人一人が主体的に専門性の向上を図る研修を推進する。

3. 第 2 章 主体性のある子どもの育成に向けた授業改善

- ① 「主体性のある子どもの育成」の実現に向けて、各校（各学級）の実情に応じ、「問題解決的な学習（PBL）」「イエナプラン的教育」「一人 1 台端末の活用」「学校独自の取り組み」等を切り口にして授業改善を進める。
- ② 各教科等では、教師からの課題やテーマを提示後、子どもがどのように歩み出し、課題をもっていくのか、課題の解決に向けてどのように情報を収集していくのかについて構想する。

4. 第 3 章 今日的な課題への対応

- ① いじめを許さない学校づくり、不登校児童生徒への支援や対応等共通理解を図り、即時に対応する。
- ② 「富山市立小中学校情報セキュリティ 10 の心得」を参照に、校務の DX（GIGA スクール構想）を推進する。
- ③ 「不祥事防止のためのチェックシート」を活用し、教職員の服務規律の確保について徹底する。